北海道がん対策推進条例（平成24年3月30日公布、平成24年北海道条例第10号）

前文

がんは、高齢者だけではなく、子どもや女性、働き盛りの者など誰もが罹患する可能性のある病気であり、本道においては、死因の第１位を占め、道民の生命や健康に対する大きな脅威となっており、その克服は私たち道民の願いである。

がんの要因には、喫煙、偏った食生活などの生活習慣、ウイルスなどの感染、アスベストなどの化学物質との接触や、放射線の被ばくなど様々なものがあるとされているが、生活習慣に起因するがんに関しては、その改善を図ることで発症のリスクを低下させることが可能であり、また、多くのがんに関しては、医療技術の著しい進展に伴い、定期的ながん検診の受診により早期に発見し、早期に治療することで治癒率を高くすることも可能となっている。

こうしたことから、私たちは、本道の豊かな自然と食材に恵まれた環境を生かして、子どもの頃から健康的な生活習慣を身に付け、がんに関する知識を深め、がんの予防や早期発見に努めるとともに、たとえがんに罹患しても最善の医療が受けられ、がん患者及びその家族が安心して生活を送ることができるよう、がんに負けない社会づくりを目指す必要がある。

このような考え方に立って、私たちは、それぞれの役割を自覚し、共に力を合わせ一体となってがん対策に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、並びに道、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的に推進し、もって道民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保健医療福祉関係者　がんの予防、がん検診、がん医療（科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）若しくはがん患者に対する介護に従事する者又はがんに関する知識の普及啓発活動を行う者をいう。

(2) がん患者等　がん患者又はその家族をいう。

(3) がん患者団体　がん患者等を中心として構成される団体をいう。

（基本理念）

第３条　がん対策は、がんが道民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん患者等を含む道民の立場に立って推進されなければならない。

２　がん対策は、道、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及びがん患者等を含む道民の適切な役割分担の下に一体となって推進されなければならない。

（道の責務）

第４条　道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたがん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　道は、がん対策を実施するに当たっては、国、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者、がん患者団体その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

（保健医療福祉関係者の責務）

第５条　保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、がんの予防、がんの早期発見及びがん医療の推進並びにがん患者等が必要とする介護、相談支援及び情報の提供に努めるとともに、道が実施するがん対策に協力するものとする。

２　がん医療に従事する者は、基本理念にのっとり、医療に関する専門家としての倫理に基づき、がん医療に関する知識及び技能の修得並びにがん医療に関係する者との連携に努め、良質ながん医療を提供するものとする。

（教育関係者の責務）

第６条　教育関係者は、基本理念にのっとり、児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育の推進に努めるとともに、道が実施するがん対策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

２　事業者は、基本理念にのっとり、従業員又はその家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療を受け、若しくは療養し、又はその家族を看護し、若しくは介護することができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

３　事業者は、基本理念にのっとり、その管理する施設の利用者について受動喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の4第3号に規定する受動喫煙をいう。第9条第3号において同じ。）の防止に努めるとともに、道が実施するがん対策に協力するものとする。

注　平成32年4月1日から施行

第7条第3項中「第25条の4第3号」を「第28条第3号」に改める。

（道民の責務）

第８条　道民は、基本理念にのっとり、喫煙、食生活、運動等の生活習慣、ウイルス等の感染、社会環境等が健康に及ぼす影響に係る知識その他のがんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。

２　道民は、基本理念にのっとり、自ら積極的にがんに係る予防接種及びがん検診を受けるよう努めるものとする。

３　道民は、基本理念にのっとり、自らがんに関する理解を深め、がんに関する取組に対し意見を表明し、又は提案するよう努めるとともに、道が実施するがん対策に協力するものとする。

第２章　がん対策に関する基本的施策

（予防の推進）

第９条　道は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 喫煙、食生活、運動等の生活習慣、ウイルス等の感染、社会環境等が健康に及ぼす影響に係る知識その他のがんに関する正しい知識を普及させるための施策

(2) がんに係る予防接種を普及させるための施策

(3) 喫煙者の禁煙を支援し、及び受動喫煙を防止するための施策

(4) 前３号に掲げるもののほか、がんの予防の推進のために必要な施策

（早期発見の推進）

第10条　道は、がんの早期発見を推進するため、がん検診を受診しやすい環境の整備の促進その他のがん検診の受診率を向上させるための施策を講ずるものとする。

２　道は、がん検診の精度管理（がん検診の結果について把握し、点検し、及び評価することをいう。）の充実を図るため、がん検診に従事する者の知識及び技能を向上させるための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

（教育の推進）

第11条　道は、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

（女性特有のがんに係る対策の推進）

第12条　道は、女性に特有のがんに係る対策を推進するため、女性に特有のがんに関する道民の理解を深めるための施策、がん検診の受診を促進させるための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

（小児がん対策の推進）

第13条　道は、小児がんに係る対策を推進するため、小児がんに関する道民の理解を深めるための施策、医療機関の連携協力体制を整備するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

（難治性がん対策の推進）
第14条　道は、肺がん、膵臓がん、肝臓がんその他の難治性がん（早期発見及び治療が困難ながんをいう。以下この条において同じ。）に係る対策を推進するため、難治性がんに関する道民の理解を深めるための施策、難治性がんに係る研究を促進するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。
（がん医療の水準の向上及び均てん化）
第15条　道は、がん医療の水準の向上及び均てん化（がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることをいう。以下この条において同じ。）を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
(1) 高度かつ先進的ながん医療を提供する医療機関を整備するための施策
(2) 専門的ながん医療を提供する医療機関を整備し、及び当該医療機関を中核とした地域における診療の連携協力体制を整備するための施策
(3) がん患者がその希望に応じた療養生活を送ることのできる体制を整備するための施策
(4) 前３号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上及び均てん化のために必要な施策
（緩和ケア及び在宅医療の推進）
第16条　道は、保健医療福祉関係者と連携して、緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この項において同じ。）の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
(1) がん患者が治療の初期の段階から緩和ケアを受けることのできる体制を整備するための施策
(2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成を推進するための施策
(3) 緩和ケアに関する道民の理解を深めるための施策
(4) 前３号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策
２　道は、がんに係る在宅医療の推進を図るため、がん患者が住み慣れた地域においてがん患者等の意向を尊重した医療、看護及び介護を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。
（後遺症対策の推進）
第17条　道は、がんの治療に係る後遺症により日常生活に支障を来している者の療養生活の質の維持向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。
（医療従事者の育成及び確保）
第18条　道は、手術、化学療法、放射線療法その他のがん医療に関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保のために必要な施策を講ずるものとする。
（がんに関する情報の提供）
第19条　道は、市町村、医療機関その他関係する機関及び団体と連携し、がん患者等を含む道民に対して、がん医療又はがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する適切な情報を積極的に提供するものとする。
（がん患者等への支援）
第20条　道は、市町村、事業者、医療機関その他関係する機関及び団体と連携し、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者等の社会生活上の不安又は負担の軽減に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
(1) がん患者等に対する相談体制の充実を図るための施策
(2) ピアサポート（がん患者及びがん経験者によるがん患者等に対する相談支援の取組をいう。）及びがん患者団体その他の関係する団体によるがん患者等に対する支援活動を促進するための施策
(3) がん患者等が社会生活を営む上での不安又は負担の軽減のために必要な支援を行うための施策
(4) 前３号に掲げるもののほか、がん患者等への支援を推進するために必要な施策
（骨髄移植の推進）
第21条　道は、白血病等の血液がんに対し有効な治療法である骨髄移植を推進するため、保健医療福祉関係者と連携して、骨髄バンク登録（骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録をすることをいう。）が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
（がん登録の推進）
第22条　道は、市町村、医療機関その他関係する機関及び団体と連携して、がん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するため、がん登録（がん患者のがんの罹患及びその後の経過その他の状況を把握し、及び分析するためにがん患者に係る情報を登録する取組をいう。）を推進するものとする。
２　道は、前項の施策を実施するに当たっては、がん患者の個人情報の保護が適切に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
（道民運動の推進）
第23条　道は、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者、がん患者等を含む道民、がん患者団体その他関係する機関及び団体との連携により、道民運動として、がん対策及びがん患者等に対する道民の理解を深めるための活動を推進するものとする。
（研究の促進等）
第24条　道は、研究機関、大学、医療機関等におけるがんに関する研究が促進され、並びに当該研究に関する情報の道民への提供及び公開が適切に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。
（財政上の措置）
第25条　道は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第３章　北海道がん対策推進委員会

（設置）
第26条　北海道におけるがん対策の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事項）
第27条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
(1) がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第１項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について調査審議すること。
(2) 知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
２　委員会は、がん対策の推進に関し、知事に意見を述べることができる。
（組織）
第28条　委員会は、委員15人以内で組織する。
２　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
（委員及び特別委員）
第29条　委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
(1) がん患者等又はがん経験者
(2) 学識経験を有する者
(3) 保健医療福祉関係者
(4) 教育関係者
(5) 報道関係者
(6) 事業者
(7) 市町村の職員
(8) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。
４　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
（会長及び副会長）
第30条　委員会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第31条　委員会の会議は、会長が招集する。

２　委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（専門部会）
第32条　委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
２　専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
３　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
４　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
（会長への委任）
第33条　この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

１　この条例は、平成24年4月1日から施行する。
２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成29年3月31日条例第33号）

この条例は、平成29年3月31日から施行する。

附　則（平成31年3月15日条例第25号）

１　この条例は、交付の日から施行する。
２　ただし、改正条例第2条の規定は、平成32年4月1日から施行する。